

標識・約款・旅行条件書

標識

業務範囲	国内旅行
登録番号	岩手県知事登録旅行業 第地域限定-228号 一般社団法人全国旅行業協会 正会員
登録年月日	令和2年6月1日
有効期限	令和7年5月31日
名称	一般社団法人花巻観光協会
営業所の名称	花巻観光協会
国内旅行業務取扱管理者	伊藤 挙
管理者対応時間	9:00~17:30

約款

標準旅行業約款

募集型企画旅行契約の部 (PDF)

旅行条件書

- この旅行は一般社団法人花巻観光協会<岩手県知事登録旅行業第地域限定-228号> (以下「当社」という) の募集型企画旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型旅行契約を締結することになります。
- 当社が締結する募集型企画旅行契約 (以下契約という) 事項については、当社の旅行業約款 (以下約款という)、本旅行条件、パンフレット及び別途お渡しする確定書面 (最終日程表) によります。
- 当社は募集型企画旅行契約を締結したときは、お客様に契約書面 (又は、パンフレット) を交付します。また、確定した航空機の便名及び宿泊ホテル・旅館名等が記載された確定書面 (最終日程表) は、ご旅行開始の4日前まで (ご旅行開始日の7日前以降にお申込みの場合は旅行開始日の当日) までに交付いたします。

【1】旅行のお申込みと契約の成立時期

- ご来店の場合、所定の申込書の提出と下記の申込金を添えてお申込み下さい。(当社の申込金受理を持って契約成立とします)
申込金は旅行代金または、取消料もしくは違約料のそれぞれ一部として取り扱います。
- 電話・ファクシミリ等の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承認した日の翌日から起算して5日以内に申込書の提出と申込金のお支払が必要です。(期間内に申込金のお支払いがなされなかった場合、当社のご契約がなかったものとして取扱います。) 契約は、当社の承諾と申込金の受理を持って成立するものとします。残金は旅行開始日の前日から起算して15日前までにお支払いいただきます。

旅行代金	2万円未満	2万円以上 10万円未満	10万円以上 15万円未満	15万円以上
お申込金	5,000円	10,000円	20,000円	旅行代金の20%

※旅行代金が5,000円を下回る場合は、旅行費用全額をお支払下さい。

【2】旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した団体行動中の各運送機関の運賃・料金・宿泊料・食事代、観光料金、ガイド料金、サービス料金及び消費税等。

【3】旅行代金に含まれないもの

前項の他は旅行代金に含まれません。その一部を提示します。

- ・個人的費用及び自由行動中の見学科、食事料、交通費等
- ・希望者のみ参加されるオプションツアーの料金
- ・相部屋利用の場合の個室利用追加料金
- ・コースに含まない交通費と宿泊費
- ・傷害、疾病に関する医療費

【4】旅行契約内容、代金の変更

当社は旅行契約の締結後であっても、天災地変、気象条件、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公庁の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、その他当社の関与しない理由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様に予め当該事由が関与し得ないものである理由等を説明して、契約内容の変更をすることがあります。

またその変更に伴い旅行代金を変更することもあります。但し緊急の場合においてやむを得ない時は、変更後にご説明します。

【5】取消料（お客様による旅行契約の解除）

お客様は下記の取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。但し、取消のご連絡は、当社又は、お申込みの各支店の営業時間内のみお受け致します。

国内	取消日	旅行開始日の 20～8 日前	旅行開始日の 7～2 日前	旅行開始日の 前日	旅行開始日の 当日	旅行開始日の 無連絡不参加
	取消料	旅行代金の 20%	旅行代金の 30%	旅行代金の 40%	旅行代金の 50%	旅行代金の 100%

※日帰りの場合は、取消日 10 日前～8 日前で取消料は旅行代金の 20%となります。

【6】特別補償

当社は、当社の責任が生ずるか否かを問わず、当社旅行業約款特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては補償金及び見舞金を、また手荷物に対する損害につきましては、予め定める損害補償金をお支払致します。

【7】旅程保証

1. 当社は旅行日程に重要な変更が行われた場合は、約款の規定により、変更内容に応じて旅行代金の 1～5% に相当する額の変更補償金を旅行終了日の翌日から 30 日以内に支払います。（お客様の同意を得て同等価値以上の物品等又は、サービスの提供とすることがあります。）但し、サービスの提供の日時及び順序の変更と、a.、b. に掲げる変更の場合を除きます。
 - a. 天災地変官公署の命令、運送・宿泊期間等のサービスの提供の中止、当初の運行計画によらない運行サービスの提供、旅行参加者の生命又は身体の安全確保のための必要な措置としての変更
 - b. 第 15 条から 17 条までの規定に基づいて契約が解除された時の当該解除された部分に係る変更。

2. 当社がお支払する変更補償金の額は、お客様 1 名に対して 1 募集型企画旅行契約につき支払うべき変更補償金の額が千円未満である場合、当社は変更補償金をお支払致しません。

【8】個人情報の取扱いについて

当社及び受託旅行業者は、旅行申し込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込み頂いた旅行について運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

※この他、当社では、(1) 会社及び会社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内。(2) 旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い。(3) アンケートのお願い。(4) 特典サービスの提供。(5) 統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用して頂くことがあります。当社は当社が保有するお客様個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様へのご連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社グループ企業との間で、共同して利用させていただきます。当社グループ企業は、それぞれの企業の愛行案内、催し物変更等のご案内、ご購入いただいた商品の発送のためにこれを利用して頂くことがあります。

※当社は旅行先でのお客様のお買い物等の便宜のため、当社の保有するお客様個人データを土産物店に場合があります。この場合、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乗された航空便等に係る個人データを、予め電子的方法等で送付することによって提出致します。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、当社窓口宛出発前までにお申し出ください。

【9】添乗員

旅行出発地から旅行終了時までの間の添乗員の同行の有無はパンフレットに明示致します。

【10】旅行の中止

催行最少人員に満たない場合は、催行を中止することがあります。その際、宿泊ツアーは出発日より 14 日前にご連絡致します。

日帰りツアーは 3 日前までにご連絡致します。

この募集型企画旅行条件は旅行業法第 12 条の 4 及び 5 による説明文書、契約書面の一部になります。